

鹿児島純心大学同窓会 会則

(総 則)

- 第 1 条 本会は、旧鹿児島純心女子大学および鹿児島純心大学の同窓会であり、通称を白百合会とする。
また、事務局を鹿児島純心大学内に置く。
所在地：〒895-0011 鹿児島県薩摩川内市天辰町 2365 番地
本会は、名称を鹿児島純心女子大学同窓会より鹿児島純心大学同窓会へ変更する。

(目 的)

- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展に協力することを目的とする。

(活動内容)

- 第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
1. 会員の個人情報管理
・名簿発行については、必要に応じて役員会で審議する。
 2. 会報「しらゆり」の発行
・原則として毎年発行し、全会員へ配布する。
 3. 会員の親睦、研修のための集会等の開催
・懇親会は必要に応じて役員会で審議し、開催する場合は実行委員会を設置し、企画運営を行う。
 4. 大学の教育方針への援助と協力
 5. その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

- 第 4 条 本会は、正会員および特別会員よりなる。正会員は卒業生、特別会員は現教職員および旧教職員とする。
第 5 条 会員は、氏名および居住地などの個人情報を変更したときは、本会に通知するものとする。

(役員および幹事)

- 第 6 条 本会には、次の役員および幹事を置く。
1. 役員 ○名誉会長（1名）：学長を推す。
○顧問（1名）：現教職員より会長が委嘱する。
○会長（1名）、副会長（2名）、事務局長（1名）、
会計（1名）、会計監査（2名）※うち1名は教職員とする
 2. 幹事 ○卒業年次ごとに各学科より1名以上選出する。
- 第 7 条 会長、副会長、事務局長、会計、会計監査、幹事の任期は5年とし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合、後任の任期は前任者の在任期間とする。
- 第 8 条 役員および幹事は、役員会への出席を義務とし、その任務は次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
 3. 事務局長は、本会の日常業務を主に遂行する。
 4. 会計は、事務局長と協力し本会の会計管理を行う。
 5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
 6. 幹事は、各学年の代表として役員と協力し本会の運営に関わる。

(運 営)

- 第 9 条 本会の運営は、原則として役員会が司るものとする。
1. 役員会は役員および幹事の合同会議とし、原則として年1回、その他会長が必要と認めたときに会長が召集し、開催する。
 2. 役員の変更は、任期期間満了時あるいは役員会で必要と判断された場合に、会員より選出し、役員会において審議し、承認する。
 3. 会則の変更など、業務に係る審議は役員会の決議による。

(会 計)

- 第10条 本会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
第11条 会費は終身会費3万円とし、在学中（4年次後期）に納入する。
第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

- 第13条 本会は、本会則に抵触しない範囲において、支部を設置することができる。ただし、支部会則は別に定める。

- 附 則 この会則は1998年4月1日から施行する。
2002年3月23日一部変更
2007年8月11日一部変更
2009年2月28日一部変更
2013年3月16日一部変更
2015年3月31日一部変更
2023年4月1日大学名変更に伴い名称変更